

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目3番29号
三精テクノロジーズ株式会社

取締役社長執行役員 良知 昇

第 71 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない状況に鑑み、株主さまの安全確保と感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、ご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットにより、ご来場いただくことなく事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時15分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルク大阪5階「カナール」
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第71期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（4頁）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時15分までにご行使ください。

(3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱い致します。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書用紙が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 2. 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sansei-technologies.com/>) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sansei-technologies.com/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染予防および拡大防止に関するお知らせ

《株主さまへのお願い》

・新型コロナウイルスの感染予防および拡大防止のため、本株主総会にご来場される株主さまは、株主総会当日までの感染状況やご自身の体調をよくお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防に十分ご配慮ください。

なお、本年は、お土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

・発熱や咳などの症状がある方は、ご入場をお断りする場合があります。ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方などにおかれましても、ご来場を見合わせいただきますようお願い申し上げます。

・議決権行使書用紙に記載されたQRコードをスマートフォンで読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなくスムーズに議決権をご行使いただけますので是非ご活用ください。

《感染リスクを低減するための当社の対応》

・当社の運営スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応致します。

・受付前において、ご入場されるすべての株主さまに検温させていただき予定です。また、受付周辺に消毒液を設置致します。

・会場内での感染リスクを低減するために、座席の間隔を広げて配席致します。これに伴い、座席の数が例年よりも少なくなりますので、入場制限をさせていただき場合があります。ご承知おきください。

その他にも感染予防のための措置を適宜講じる所存ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

《その他》

今後の状況により本株主総会の開催日時や場所、運営方法に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせ致します。

<https://www.sansei-technologies.com/ir/press/>

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は2021年6月28日（月曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早目の行使をお願い致します。

(2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱い致します。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書用紙が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)


- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお問い合わせ先にお願ひ致します。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社にてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）

三井住友信託銀行 証券代行部

 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

事 業 報 告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に歯止めがかからず、年間を通じて世界経済は深刻な影響を受ける事態となりました。当社のお取引先である国内外の遊園地やテーマパーク、劇場などのエンターテインメント関連業界も閉鎖や入場制限などを余儀なくされ、当社の事業環境も極めて厳しい状況が続きました。

当社の当年度連結業績計画につきましては、国内の遊戯機械や舞台機構で大型工事案件の順調な進捗が見込まれましたが、舞台設備事業でのコンサート・イベントなどの中止・縮小や、海外の遊戯機械事業での受注・工事両面での中断・遅延などの業績悪化要因を織り込み、減収減益かつ親会社株主に帰属する当期純利益は赤字計画と致しました。

(注) 2021年3月期業績計画 (単位 百万円)

売上高37,000、営業利益540、経常利益540、親会社株主に帰属する当期純利益△240

その上で、工程管理や工事採算の改善、販売管理費の圧縮などに取り組んだこと、仮設舞台の分野で増えてきたネット配信コンサートや集客緩和期におけるコンサート・イベントの受注を獲得できたことなどにより、当連結会計年度の売上高は36,537百万円 (前期比18.9%減、計画比1.2%減)、営業利益は1,423百万円 (前期比50.4%減、計画比163.6%増)、経常利益は1,543百万円 (前期比46.6%減、計画比185.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は751百万円 (前期比47.1%減、計画比991百万円増益)、と前期比では減収減益となりましたが、計画比では各利益段階で公表計画を上回ることができました。

また、当期の取り組みとして、遊戯機械事業では既存製品の機能アップや低価格帯製品の開発に注力し、舞台設備事業では生産性向上に資する設計・システムの標準化・データベース整備などを進めたほか、万博・IRへのマーケティング活動を本格化し、様々な企業との新たな接点や人脈を開拓することができました。

当期の受注額につきましては、昇降機は新設・改修ともに受注を伸ばし5,820百万円 (前期比7.7%増) となりましたが、コロナ影響による国内外での需要落ち込みから、遊戯機械は11,150百万円 (同39.2%減)、舞台設備は13,283百万円 (同17.3%減) となり、受注額合計では30,253百万円 (同24.0%減) となりました。

(2) 設備投資および資金調達の様況

① 設備投資の様況

設備投資につきましては、前述の製品開発や業務プロセス改革に伴う各種システム投資、生産性向上のための投資などを主体に429百万円実施致しました。その主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア：144百万円、機械装置：140百万円、工具・器具・備品：129百万円

② 資金調達の様況

新型コロナウイルス感染拡大の影響による不測の事態に備えて、50億円の借入を行いました。

(3) 財産および損益の様況の推移

区 分	第68期 (注)2	第69期	第70期	第71期 (当連結会計年度)
	2017. 4. 1 から 2018. 3. 31 まで	2018. 4. 1 から 2019. 3. 31 まで	2019. 4. 1 から 2020. 3. 31 まで	2020. 4. 1 から 2021. 3. 31 まで
受 注 高 (注) 1 (百万円)	32,581	60,601	39,787	30,253
売 上 高 (百万円)	27,277	52,794	45,077	36,537
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,398	2,746	1,420	751
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	75円98銭	148円87銭	76円95銭	40円62銭
総 資 産 (百万円)	66,489	69,188	64,979	66,438
純 資 産 (百万円)	28,592	30,481	30,116	31,679
1 株 当 たり 純 資 産	1,547円50銭	1,645円77銭	1,619円85銭	1,703円95銭

注)1 受注高はレジャー・サービス業および不動産賃貸営業を除いております。

2 会計方針の変更等に伴う遡及適用影響額を、第68期の数値に反映して表示しております。

(4) 重要な子会社の様況

① 重要な子会社の様況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社サンセイメンテナンス	20 百万円	100 %	エレベーター等 据付・保守改修業(注)1
サンセイメンテナンス株式会社	10	100	エレベーター等 据付・保守改修業(注)1
株式会社サンエース	10	100	遊戯施設営業
サンセイファシリティーズ株式会社	10	100	ビル管理請負業 発送業務請負業
株式会社テルミック	13	100	コンサートおよびテレビ局等での電 飾・機械装置の製作・設置・操作
Sansei Technologies Inc.	22 百万 米ドル (注)2	100	米国国内における持株会社
S&S Worldwide, Inc.	15 百万 米ドル (注)2	間接100	遊戯機械の設計・製造・施工・ 販売業
Vekoma Rides B.V.	3.5 百万 ユーロ	100	遊戯機械の設計・製造・施工・ 販売業

(注) 1 株式会社サンセイメンテナンスは西日本地区を、サンセイメンテナンス株式会社は東日本地区をそれぞれ管轄しております。

(注) 2 資本金に資本剰余金を含めて記載しております。

- ② 事業年度末における特定完全子会社の状況
該当する事項はありません。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大は依然として収束の兆しが見えず、当社グループを取り巻く経営環境も暫く厳しい状況が続くと予想しております。

一方で、ワクチンの普及につれて経済活動の本格的な回復も期待できます。当社としても、国内はもとよりグローバルな市場回復に備えて、お取引先とのコミュニケーション強化に努めると共に、新たな事業展開やこれを支える社内体制の一段の整備を進めてまいります。

① コロナ収束後の受注回復への対応強化

まずは主要なお取引先とのコミュニケーションを強化し、コロナ収束後の投資計画や運営方針などについて把握の上、顧客ニーズの変化に対応した製品開発と提案活動に注力します。

遊戯機械事業においては、当社、S&S社、Vekoma社の3社を合わせたグループ製品ラインナップの整備や、地域動向や顧客情報などの共有を行い、これらを活用した新製品開発とグローバルなマーケティングを推進します。特に、成長力のあるアジアでの積極的な営業展開を検討していきます。

舞台設備事業においては、コンサートやイベントの本格的な回復を捉えた受注獲得に注力します。更に芸術・エンターテインメント関連業界でデジタル・ネットワーク化技術の応用が進む中、新しい演出を支えるツールやシステムの開発などを進めます。

また、昇降機事業については、改修や保守分野も含め、経済情勢に左右されない安定的事業としての位置づけから、事業の拡大を図っていきます。

② 新エリアでの事業拡大（万博・IRを契機として）

事業エリアの拡大については、当社の「人を運び、物を動かす」技術を応用して、乗用ロボットの開発・製品化や、映像技術などと組み合わせたモニュメント・アート系展示物などの領域へも取り組んでいきます。

2025年開催予定の大阪・関西万博の場を、これら新たな製品が活用されるチャンスと捉えて、遊戯機械・舞台設備・昇降機の3事業の枠を超えた、多面的な事業展開に努めていきます。

③ 業務プロセスの効率化と働き方改革の一段の推進

これら製品開発力を支える「もの作り」のプロセスについても、改めて見直し、品質の向上と更なる効率化を図ります。設計・生産・検査・保守など一貫

した業務における工程・現場管理の徹底、デジタル化による情報共有、部門相互間の連携などを一段と進めます。

加えて、コロナの感染対策を機に導入したスライド勤務や在宅勤務、テレワークなどについては、コロナ収束後も、生産性向上と社員のワークライフバランスの両面に資する制度として活用してまいります。また、業務効率化と環境配慮の両面から、各種社内手続きのシステム化やペーパーレス化も進めています。

(6) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
舞台設備関連事業	舞台機構、吊物装置、音響装置、照明装置等の製造販売。 コンサート・テレビ局・舞台・イベント等での電飾、機械装置の製作、設置および操作。
遊戯機械事業	各種コースター、スカイタワー、ワンダーホイール、急流すべり、ジャングルマウス、スブラッシュアップオール等の製造販売。
昇降機事業	エレベーター等の装置および特殊機構の製造販売。
保守改修部門	上記各製品の保守および改修。
不動産賃貸営業	不動産および駐車場の賃貸営業。
レジャー・サービス業	国内における遊園地において、遊戯施設の運営管理。

(7) 主要な営業所および工場

当社	事業所名	所在地
	大阪本社	大阪府大阪市
	神戸事業所	兵庫県神戸市
	東京支店他5営業所	東京都新宿区他
株式会社サンセイメンテナンス	大阪府大阪市	
サンセイメンテナンス株式会社	東京都新宿区	
株式会社サンエース	大阪府大阪市	
サンセイファシリティーズ株式会社	大阪府大阪市	
株式会社テルミック	東京都台東区	
Sansei Technologies Inc.	米国 カリフォルニア州	
S&S Worldwide, Inc.	米国 ユタ州	
Vekoma Rides B.V.	オランダ リンブルフ州	

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
1,172名	△24名	40.7才	12.1年

② 当社使用人の状況

使用人数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
304名	+5名	40.9才	15.2年

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 39,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,332,057株 |
| ③ 当期末株主数 | 5,071名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
鳥海 節夫	1,617	8.73
京阪神ビルディング株式会社	828	4.47
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	815	4.40
株式会社三井住友銀行	805	4.35
株式会社三重銀行	805	4.35
株式会社西島製作所	801	4.33
三井住友ファイナンス&リース株式会社	693	3.74
三井住友カード株式会社	692	3.74
丸一鋼管株式会社	652	3.52
住友不動産株式会社	584	3.15

(注)1. 当社は、自己株式826,954株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 鳥海節夫氏は、本年2月20日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	発行決議日	保有人数	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	権利行使期間
第1回 新株予約権	2015年 7月9日	取締役 (注1) 2名	139個 (注2)	普通株式 13,900株	1個当たり 60,600円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2015年 8月8日～ 2045年 8月7日
第2回 新株予約権	2016年 7月14日	取締役 (注1) 4名	245個 (注2)	普通株式 24,500株	1個当たり 54,700円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2016年 8月13日～ 2046年 8月12日
第3回 新株予約権	2017年 7月13日	取締役 (注1) 5名	240個 (注2)	普通株式 24,000株	1個当たり 75,200円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2017年 8月12日～ 2047年 8月11日
第4回 新株予約権	2018年 7月12日	取締役 (注1) 5名	175個 (注2)	普通株式 17,500株	1個当たり 131,800円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2018年 8月11日～ 2048年 8月10日
第5回 新株予約権	2019年 7月11日	取締役 (注1) 5名	269個 (注2)	普通株式 26,900株	1個当たり 82,200円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2019年 8月10日～ 2049年 8月9日
第6回 新株予約権	2020年 7月16日	取締役 (注1) 5名	560個 (注2)	普通株式 56,000株	1個当たり 40,100円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2020年 8月8日～ 2050年 8月7日

- (注) 1. 社外取締役および監査役には、新株予約権を付与しておりません。
2. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給しており、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺しております。
3. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。
- ・新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
 - ・新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名のみにも帰属した場合に限り、その相続人は、新株予約権を行使することができます。
 - ・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称		第6回新株予約権
使用人等への交付状況	当社執行役員 (当社の取締役を兼ねている者を除く)	新株予約権の数：294個 目的となる株式数：29,400株 交付者数：12名

(注) 第6回新株予約権の概要は、「①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(3) 取締役および監査役の氏名等(2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	中川 実	取締役会議長
代表取締役社長執行役員	良知 昇	
代表取締役副社長執行役員	大志万 公博	ニューテクノロジー&ビジネス開発室主担当役員
取締役執行役員	宮崎 和也	品質本部長兼生産本部長 兼ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員
取締役執行役員	野口 幸男	舞台機構事業本部長 兼ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員
取締役	アイアトン・ウィリアム	アイアトン・エンタテインメント(株) 代表取締役
取締役	大野 忠士	筑波大学 名誉教授
取締役	安藤 よし子	キリンホールディングス(株) 社外監査役 JFEホールディングス(株) 社外取締役 社会福祉法人グロー 理事
監査役(常勤)	小林 久員	
監査役	池口 毅	弁護士 徳洲会インフォメーションシステム(株) 監査役 公益財団法人メンタルヘルス岡本記念財団 監事
監査役	安川 喜久夫	(株)ゲノム創薬研究所 代表取締役社長
監査役	垣内 明彦	

- (注) 1. 取締役アイアトン・ウィリアム、大野忠士および安藤よし子の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役アイアトン・ウィリアム、大野忠士および安藤よし子の各氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
3. 監査役池口毅、安川喜久夫および垣内明彦の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役池口毅および安川喜久夫の両氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
5. 社外取締役アイアトン・ウィリアム、大野忠士および安藤よし子の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 社外監査役池口毅、安川喜久夫および垣内明彦の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 監査役小林久員氏は、当社の財務経理部長および経営管理部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当該事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
2020年6月26日開催の第70期定時株主総会において、小林久員氏が監査役に新たに選任され就任致しました。また、同株主総会において、江部一昭氏が取締役を、皆木啓幸氏が監査役をそれぞれ退任致しました。

9. 当該事業年度末日後における取締役の地位および担当ならびに重要な兼職が次のとおり変更されました。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	変更前	変更後	
宮崎 和也	取締役執行役員 品質本部長兼生産本部長 兼ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員	取締役常務執行役員 品質本部長兼生産本部長 兼ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員	2021年 4月1日
野口 幸男	取締役執行役員 舞台機構事業本部長 兼ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員	取締役常務執行役員 舞台機構事業本部長 兼ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員	2021年 4月1日
宮崎 和也	取締役常務執行役員 品質本部長兼生産本部長 兼ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員	取締役常務執行役員 CTO兼生産本部長	2021年 5月1日

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、任意の諮問委員会である報酬委員会からの答申を踏まえ、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を以下の内容で決議致しました。

ア 基本的な方針

取締役の報酬は、固定報酬としての「月額基本報酬」および「株式報酬型ストックオプション」、業績連動報酬としての「賞与」により構成する。取締役および監査役の報酬は、株主総会で決議された上限の範囲内において決定する。報酬の基本方針として、株主の負託に応えるべく、役員の実績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に寄与する報酬体系とする。

イ 固定報酬の算定方法の決定方針など

固定報酬は、外部調査機関による他社水準データや当社社員の給与水準等を勘案したうえで、役職や職務内容に応じた金額とし、そのうち「月額基本報酬」については社員の給与支給日と同日に支給する。

ウ 非金銭報酬の決定方針など

株式報酬型ストックオプションは、株価上昇メリットのみならず下落リスクも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、役職や職務内容に応じ、固定報酬の一定割合を毎年一定の時期に割り当てる。

エ 業績連動報酬の決定方針、業績指標の内容など

業績連動報酬である賞与は、業績や営業活動の成果を反映する連結経常利益・同利益率・受注高等の実績をベースに、中期経営計画の進捗、企業価値向上に寄与する成果等への貢献度を総合的に勘案して算定し、毎年一定の時期に支給する。

オ 固定報酬ならびに業績連動報酬の割合の決定方針

月額基本報酬、株式報酬型ストックオプションおよび賞与の構成割合については、基本方針を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬（賞与）の割合が高まる構成として報酬委員会において検討を行い、同委員会の答申内容を踏まえてその範囲内で個人別の報酬等の内容を決定する。

カ 報酬等の内容についての決定方法、決定に係る委任に関する事項

月額基本報酬、株式報酬型ストックオプションおよび賞与の各取締役への個人の配分については、報酬委員会において個人別の配分方針等について審議し、取締役会に対して答申を行い、具体的な金額については、取締役会より一任された代表取締役社長が基本方針に基づき決定する。

キ その他重要な事項

社外取締役の報酬については、職責に照らしその独立性を重視する観点から、固定報酬としての月額基本報酬のみとする。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第69期定時株主総会において年額270百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2014年6月27日開催の第64期定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額30百万円以内、新株予約権総数の上限を年1,000個以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第67期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長良知昇に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議しております。委任した権限の内容は、各取締役の月額基本報酬およびストックオプションの額の決定ならびに各取締役への賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績や企業価値向上への貢献度を評価するには代表取締役社長が最も適しているからであります。

なお、当社の報酬委員会は2020年6月26日開催の取締役会にて発足しており、当事業年度における取締役の個人別の報酬額の内容決定を同取締役会にて代表取締役社長に委任する決議をした際には、報酬委員会から個人別の配分方針等に関する答申を受けるには至っておりませんが、代表取締役社長は15頁に記載した決定方針と同様の考え方により具体的内容を決定しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本 報酬	非金銭 報酬等	業績連動 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	215,581 (36,000)	157,800 (36,000)	22,456 (—)	35,325 (—)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	32,220 (15,120)	32,220 (15,120)	—	—	5 (3)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であり、その内容および交付状況は「(2) 新株予約権等の状況(2021年3月31日現在)」に記載のとおりです。

3. 業績連動報酬等の算定に際しては、当年度の業績および事業活動の成果を的確に表す指標として、連結経常利益、同利益率および受注高等を選定しております。それをもとに、個人ごとの業績への貢献、中期経営計画の進捗ならびに企業価値向上への寄与度などを勘案し、金額を決定しております。なお、当該業績指標に関する実績や推移は、「1. (1) 事業の経過および成果、(3) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①当事業年度における社外取締役の主な活動状況、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	主な活動状況など
アイアトン・ウィリアム	<p>当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席しています。企業経営者としてグローバルで豊富な経験と高い見識を活かして適切な意見・助言を述べるなど、業務執行の監督等に十分な役割を果たしています。</p> <p>なお、同氏は、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の委員長を務めています。当事業年度において2回開催された報酬委員会にすべて出席し、審議の充実に主導的な役割を果たしています。</p>
大野 忠 士	<p>当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席しています。ビジネス科学研究の専門家としての高い見識を活かし幅広い観点から意見表明を適宜述べるなど、妥当かつ適正な意思決定とコーポレートガバナンスの向上に寄与しています。</p> <p>なお、同氏は、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員を務めています。当事業年度に開催された両委員会にすべてに出席し、活発な審議に参画しています。</p>
安 藤 よし子	<p>当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席しています。雇用・労働の幅広い分野での豊富な見識を活かし人事労務や組織運営などの幅広い観点から意見表明を適宜行うなど、適正な意思決定に寄与しています。</p> <p>なお、同氏は、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会の委員長を務めています。当事業年度において4回開催された指名委員会にすべて出席し、審議の充実に主導的な役割を果たしています。</p>

② 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
池 口 毅	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に出席し、弁護士としての専門的知見を活かし意見を述べています。
安 川 喜久夫	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし意見を述べています。
垣 内 明 彦	当事業年度開催の取締役会13回中12回、監査役会14回中13回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし意見を述べています。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3氏および社外監査役3氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、第三者等から損害賠償請求をされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および国内外連結子会社の取締役、監査役、執行役員などの主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(8) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社が支払うべき報酬等の額	32,000千円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	5,480千円
①及び②の合計額	37,480千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. ②の報酬等は、主に財務報告に係る内部統制に関するアドバイザー業務等に対する対価

- であります。
4. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の計算関係書類の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、当該会計監査人を解任致します。

また、監査役会は、監査役会の定める会計監査人選定・評価基準に従って、会計監査人の解任または不再任を妥当または相当と認めるときは、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

当社は、2015年5月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制を一部改定する決議を致しました。

改定後の当該方針の内容は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存および管理は、法令および当社で定める文書を含む情報の作成・保存・管理に関する規程に基づき厳正に管理します。
- ②管理本部は、会社の重要な情報の適時開示を所管し、情報を迅速かつ網羅的に収集する体制を整備します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①全社的なリスク管理は、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会が行います。
- ②各部門長は、リスク管理基本規程に基づき、リスクを管理します。
- ③当社製品の安全性確保・品質向上については、品質改善会議において、定期的に見直し推進管理を行います。
- ④緊急事態に備え「緊急事態・重大リスク発生時の対応体制」を制定し、緊急時の社員の役割を明確化します。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を、毎月1回、必要に応じて適宜、臨時に開催し、法令・定款・取締役会規則に従い、重要事項について、的確かつ迅速な意思決定と業務執行状況の監督を行います。
- ②役員人事、組織、事業計画等全社的な重要事項については、取締役専務執行役員以上の取締役および社長が指名する者で構成する経営会議において協議した上で、取締役会に上程します。監査役は、経営会議に出席し意見を述べる事ができるものとします。
- ③各部門長が出席する部長会を必要に応じて開催し、意見を集約した上、業務を執行します。
- ④管理職等が出席する全国正副ライン長会議を開催し、期初に業務方針を検討し徹底します。

(4) 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の全役員・社員は、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより社会人としての正しい姿勢・行動規範を遵守するために「三精テクノロジー株式会社倫理規程」を制定し、周知徹底します。
- ② 法務監査室は、全社的なコンプライアンスの整備および実施の状況を内部監査します。
- ③ 内部通報制度を設けて、コンプライアンスに反する行為を早期に発見、是正します。
- ④ 社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の点検および整備を行います。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の取締役の職務の執行に係る報告に関する体制

当社は、各子会社に取締役を派遣し、各子会社の取締役会にて経営の報告を受けます。

2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループのコンプライアンス・リスク管理を担当する機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議し、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- ② 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し、当社のリスク管理に関する基本方針を遵守させます。

3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分を定めます。
- ② 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。

4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループ倫理規程を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ② 当社グループにおいては、各子会社に、規模や業態等に応じて、適正数の監査役を配置するとともに、当社の法務監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する内部監査を実施します。
- ③ 当社は、当社グループの役職員が外部弁護士等に対し、直接通報を行うことができる内部通報制度を整備します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役からの要請があれば、その職務を補助する使用人を配置することとし、その人事は取締役と監査役が協議して決定します。
- ② 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮命令に従わなければならないものとし、ます。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

1) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は、取締役会、経営会議、部長会その他重要な会議に出席し、取締役から重要事項の報告を受けます。
- ② 取締役および使用人は、
 - (a) 会社に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - (b) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告します。

2) 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、職務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- ② 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行います。

(8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。
- ② 当社グループの内部通報制度において当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による不利益取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務は当社がその全額を負担し、その処理については必要に応じて監査役と協議します。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査役は、監査役会規則に基づき、代表取締役と定期的に協議し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見の交換や必要な要請を行います。
- ②当社の監査役は、会計監査人、当社法務監査室等と定期的に協議し、当社グループにおける会計監査、内部監査、コンプライアンス・リスク管理等の現状について意見交換をします。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な体制の是正を行います。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除します。そのため、対応統括部署を設置し、所轄警察署や顧問弁護士等との連携体制を整備します。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行に係る体制の運用状況

当社は、当期において定時の取締役会を12回、臨時の取締役会を1回開催し、取締役会規則に基づき経営に関する重要事項について議論および決議をしました。また必要に応じて社内諸規程を見直しました。

社外取締役は、取締役会において豊富な経験と知識を踏まえた意見を述べるとともに、監査役は、公正かつ客観的な立場から活発に意見を述べており、取締役の職務の適正性および効率性を高めています。

(2) リスク管理

コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社グループにおける事業遂行上のリスクを洗い出し、リスクの度合いや対応策、リスク管理の状況や改善策を審議・検討しました。また、品質改善会議を開催し、製品の安全性確保および品質向上について審議し、品質マネジメントシステムに則りPDCAを推進しました。

(3) コンプライアンス

当社は、社内および社外に内部通報窓口を設置し役職員からの通報、相談等を随時受け付ける運用を整備しています。また、コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、当社グループのコンプライアンス体制全般に関わる課題や対応策を審議・検討しました。

(4) 監査体制

当社の監査役は、年間監査計画に基づき、当社およびグループ各社の監査役監査の実施のほか、取締役会その他重要な会議に出席し業務執行の状況をモニタリングするとともに、必要な情報収集を行いました。また、会計監査人と年5回会計監査や内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行いました。当社の法務監査室は、内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しました。

(5) 財務報告に係る内部統制システム

当社の法務監査室は、財務報告の信頼性確保のために、会計監査人と連携を取りながら、当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況をモニタリングし有効性評価を行いました。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営環境の変化や金融商品取引法による大規模買付行為に関する規制が浸透したことに鑑み、2016年6月29日開催の第66期定時株主総会終結時に有効期間が満了した「大規模買付行為への対応方針」を継続しないこととしました。もっとも、今後大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合には、当社は、企業価値および株主共同の利益を確保する観点から、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための情報の収集や開示に努めるとともに、関係法令および当社定款の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,620,314	流動負債	18,281,454
現金及び預金	12,147,701	支払手形及び買掛金	2,174,905
受取手形及び売掛金	21,191,461	短期借入金	6,257,525
電子記録債権	205,001	一年内返済予定の長期借入金	1,355,383
仕掛品	612,611	未払法人税等	398,091
原材料及び貯蔵品	2,378,629	未払消費税等	115,540
その他	1,168,566	前受金	5,587,605
貸倒引当金	△83,655	賞与引当金	504,624
固定資産	28,818,291	役員賞与引当金	33,672
有形固定資産	10,678,798	工事損失引当金	265,589
建物及び構築物	5,034,746	その他の他	1,588,517
機械装置及び運搬具	723,172	固定負債	16,477,915
土地	4,332,388	長期借入金	13,225,232
建設仮勘定	143,477	繰延税金負債	834,376
その他	445,015	退職給付に係る負債	2,372,302
無形固定資産	10,306,819	その他	46,004
のれん	8,699,406	負債合計	34,759,370
その他	1,607,412	(純資産の部)	
投資その他の資産	7,832,673	株主資本	29,562,683
投資有価証券	5,911,195	資本金	3,251,279
長期貸付金	32,272	資本剰余金	2,442,954
繰延税金資産	899,024	利益剰余金	24,284,998
その他	991,038	自己株式	△416,548
貸倒引当金	△856	その他の包括利益累計額	1,969,143
		その他有価証券評価差額金	2,078,321
		繰延ヘッジ損益	3,418
		為替換算調整勘定	△88,677
		退職給付に係る調整累計額	△23,918
		新株予約権	147,408
資産合計	66,438,606	純資産合計	31,679,235
		負債及び純資産合計	66,438,606

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,537,672
売 上 原 価		26,540,088
売 上 総 利 益		9,997,584
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,574,098
営 業 利 益		1,423,486
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,930	
受 取 配 当 金	122,341	
保 険 配 当 金	48,688	
受 取 賃 貸 料	39,413	
助 成 金 収 入	143,166	
そ の 他	33,131	392,671
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	239,572	
支 払 手 数 料	23,399	
為 替 差 損	59	
そ の 他	9,594	272,627
経 常 利 益		1,543,530
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,041	1,041
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	103	103
税金等調整前当期純利益		1,544,469
法人税、住民税及び事業税	1,365,756	
法人税等調整額	△954,606	411,150
当 期 純 利 益		1,133,318
非支配株主に帰属する当期純利益		382,033
親会社株主に帰属する当期純利益		751,284

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,251,279	2,432,895	24,134,456	△435,953	29,382,678
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△600,742		△600,742
親会社株主に帰属する当期純利益			751,284		751,284
自己株式の取得				△352	△352
自己株式の処分		10,059		19,756	29,815
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	10,059	150,541	19,404	180,005
当 期 末 残 高	3,251,279	2,442,954	24,284,998	△416,548	29,562,683

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定	議 決 権 比 例 変 更 補 正	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	1,129,444	△1,130	△579,437	△18,652	530,224	142,939	60,600	30,116,442
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△600,742
親会社株主に帰属する当期純利益								751,284
自己株式の取得								△352
自己株式の処分								29,815
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	948,877	4,548	490,759	△5,266	1,438,919	4,468	△60,600	1,382,787
当 期 変 動 額 合 計	948,877	4,548	490,759	△5,266	1,438,919	4,468	△60,600	1,562,793
当 期 末 残 高	2,078,321	3,418	△88,677	△23,918	1,969,143	147,408	-	31,679,235

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,896,696	流動負債	13,499,542
現金及び預金	5,990,125	支払手形	88,330
受取手形	86,792	買掛金	2,369,052
電子記録債権	29,016	短期借入金	5,000,000
売掛金	8,790,760	関係会社短期借入金	3,500,000
仕掛品	315,524	一年内返済予定の長期借入金	1,000,000
原材料及び貯蔵品	520,791	未払費用	216,118
その他	163,685	未払法人税等	149,758
固定資産	35,819,074	前受金	765,626
有形固定資産	4,966,289	賞与引当金	179,878
建物	2,147,165	工事損失引当金	203,043
構築物	7,328	その他	27,733
機械及び装置	92,808	固定負債	13,831,685
車両運搬具	8,197	長期借入金	12,100,000
工具、器具及び備品	236,540	退職給付引当金	1,423,991
土地	2,433,792	繰延税金負債	307,643
建設仮勘定	40,457	その他	50
無形固定資産	121,602	負債合計	27,331,228
ソフトウェア	106,802	(純資産の部)	
電話加入権	9,679	株主資本	22,155,394
その他	5,120	資本金	3,251,279
投資その他の資産	30,731,182	資本剰余金	3,055,279
投資有価証券	5,908,437	資本準備金	2,989,057
関係会社株式	24,303,284	その他資本剰余金	66,221
差入保証金	163,609	利益剰余金	15,902,485
事業保険金	186,891	利益準備金	434,000
その他	169,354	その他利益剰余金	15,468,485
貸倒引当金	△394	固定資産圧縮積立金	278,850
		別途積立金	9,320,000
		繰越利益剰余金	5,869,634
		自己株式	△53,650
		評価・換算差額等	2,081,739
		その他有価証券評価差額金	2,078,321
		繰延ヘッジ損益	3,418
		新株予約権	147,408
		純資産合計	24,384,542
資産合計	51,715,770	負債及び純資産合計	51,715,770

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,872,736
売 上 原 価		15,570,578
売 上 総 利 益		3,302,157
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,298,253
営 業 利 益		1,003,903
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,055	
受 取 配 当 金	1,268,455	
保 険 配 当 金	8,387	
そ の 他	40,950	1,320,848
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	150,893	
支 払 手 数 料	23,399	
そ の 他	762	175,055
経 常 利 益		2,149,696
税 引 前 当 期 純 利 益		2,149,696
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	406,000	
法 人 税 等 調 整 額	△66,624	339,375
当 期 純 利 益		1,810,321

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,251,279	2,989,057	38,954	3,028,011
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			27,267	27,267
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	27,267	27,267
当期末残高	3,251,279	2,989,057	66,221	3,055,279

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計
固定資産圧縮積立金		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	434,000	278,850	9,320,000	4,660,056	14,692,907
当期変動額					
剰余金の配当				△600,742	△600,742
当期純利益				1,810,321	1,810,321
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	1,209,578	1,209,578
当期末残高	434,000	278,850	9,320,000	5,869,634	15,902,485

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△55,846	20,916,352	1,128,907	△1,130	1,127,777	142,939	22,187,069
当期変動額							
剰余金の配当		△600,742					△600,742
当期純利益		1,810,321					1,810,321
自己株式の取得	△352	△352					△352
自己株式の処分	2,548	29,815					29,815
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			949,414	4,548	953,962	4,468	958,431
当期変動額合計	2,195	1,239,041	949,414	4,548	953,962	4,468	2,197,473
当期末残高	△53,650	22,155,394	2,078,321	3,418	2,081,739	147,408	24,384,542

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

三精テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増 田	豊 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田	聡 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三精テクノロジーズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三精テクノロジーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
ご
通
知

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告
書

株
主
総
会
参
考
書
類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

三精テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増 田	豊 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田	聡 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三精テクノロジーズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、法務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① Web会議システムなども活用し、取締役会その他重要な会議に出席、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

三精テクノロジー株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 久 員 ㊟

社外監査役 池 口 毅 ㊟

社外監査役 安 川 喜久夫 ㊟

社外監査役 垣 内 明 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、安定的かつ利益水準に見合った配当を継続することを基本方針としております。第71期の期末配当につきましては、2021年2月に創立70周年を迎えることができましたことから、株主の皆さまに感謝の意を表するため、記念配当を加え、以下のとおりと致したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭と致します。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額
当社普通株式1株につき20円（うち、普通配当15円・創立70周年記念配当5円）。
なお、この場合の配当総額は、370,102,060円となります。
（これにより、中間配当金15円を加えた年間配当金は、1株につき35円となります。）
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役8名は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する株式の数
1	なか がわ まこと 中川 実 (1953年2月2日生)	2007年5月 当社顧問 2007年6月 当社取締役副社長執行役員生産本部長兼品質・安全管理部担当 2008年6月 当社代表取締役副社長 2008年8月 当社代表取締役副社長兼東京支店長 2009年12月 当社代表取締役副社長 2010年4月 当社代表取締役社長 2018年4月 当社代表取締役会長 2020年6月 当社取締役会長（現任）	42,600株
2	ら ち のぼる 良知 昇 (1959年5月7日生)	2016年5月 当社専務執行役員保守サービス本部長兼生産本部副本部長 2016年6月 当社取締役専務執行役員保守サービス本部長兼生産本部副本部長 2017年4月 当社代表取締役副社長兼企画室担当兼保守サービス本部長 2018年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	8,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	おおし ま きみ ひろ 大志万 公 博 (1955年2月21日生)	2008年6月 当社東京支店副支店長 2008年6月 当社取締役常務執行役員東京支店長 2008年6月 当社取締役常務執行役員東日本担当 2010年4月 当社取締役常務執行役員企画室長 2011年6月 当社代表取締役副社長兼企画室長 2012年6月 当社代表取締役副社長兼品質本部長兼 保守サービス本部長 2014年4月 当社代表取締役副社長兼品質本部長 2016年4月 当社代表取締役副社長兼保守サービス本部長 2016年5月 当社代表取締役副社長執行役員 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室主担当役員 (現任)	17,700株
4	みや ざき かず や 宮 崎 和 也 (1960年11月26日生)	1985年4月 当社入社 2006年12月 当社第一事業本部第二設計部長 2008年6月 当社昇降機事業本部設計部長 2013年4月 当社舞台機構事業本部設計部長 2015年7月 当社生産管理部長 2017年4月 当社執行役員生産管理部長 2018年4月 当社執行役員品質本部長 2018年6月 当社取締役執行役員品質本部長 2019年11月 当社取締役執行役員品質本部長兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員 2021年4月 当社取締役常務執行役員 品質本部長兼生産本部長兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員 2021年5月 当社取締役常務執行役員 CTO兼生産本部長 (現任)	5,200株
5	の ぐち ゆき お 野 口 幸 男 (1964年8月27日生)	1983年4月 当社入社 2007年6月 当社第一事業本部工務部長 2014年4月 当社舞台機構事業本部営業部長 2016年4月 当社執行役員舞台機構事業本部営業部長 2017年4月 当社執行役員舞台機構事業本部副部長 2018年4月 当社執行役員舞台機構事業本部長 2018年6月 当社取締役執行役員舞台機構事業本部長 2019年11月 当社取締役執行役員舞台機構事業本部長兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員 2021年4月 当社取締役常務執行役員 舞台機構事業本部長兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員 (現任)	4,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する株式の数
6	アイアトン・ウィリアム (1955年12月6日生)	1976年6月 東宝東和㈱入社 1979年3月 MOVIE/TV MARKETING㈱入社 1988年7月 ワーナーブラザーズ映画㈱入社 日本代表 2006年6月 ワーナーエンターテインメントジャパン㈱ 代表取締役社長 2014年12月 同社相談役 2015年3月 同社相談役退任 2015年4月 アイアトン・エンタテインメント㈱設立 代表取締役 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 2015年4月 アイアトン・エンタテインメント㈱代表取締役	3,900株
7	おおのただし 大野忠士 (1955年2月13日生)	2008年8月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 (現 筑波大学ビジネスサイエンス系) 教授 2012年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2020年4月 筑波大学名誉教授 (現任) 2021年5月 筑波大学ビジネスサイエンス系 客員教授 (現任) [重要な兼職の状況] 2020年4月 筑波大学 名誉教授 2021年5月 筑波大学ビジネスサイエンス系 客員教授	10,500株
8	あんどうよしこ 安藤よし子 (1959年3月17日生)	1982年4月 労働省入省 2013年7月 厚生労働省労働基準局労災補償部長 2014年7月 同省雇用均等・児童家庭局長 2015年10月 同省政策統括官 (労働担当) 2016年6月 同省政策統括官 (統計・情報政策担当) 2017年7月 同省人材開発統括官 2018年7月 同省退官 2019年3月 キリンホールディングス(株) 社外監査役 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (現任) 2020年6月 JFEホールディングス㈱ 社外取締役 (現任) 2021年3月 社会福祉法人グロー 理事 (現任) [重要な兼職の状況] 2019年3月 キリンホールディングス(株) 社外監査役 2020年6月 JFEホールディングス㈱ 社外取締役 2021年3月 社会福祉法人グロー 理事	2,700株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. アイアトン・ウィリアム氏、大野忠士氏および安藤よし子氏は社外取締役候補者であります。なお、アイアトン・ウィリアム氏、大野忠士氏および安藤よし子氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、アイアトン・ウィリアム氏、大野忠士氏および安藤よし子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。各氏の再任をご承認いただいた場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. (1) アイアトン・ウィリアム氏は、企業経営者としてのグローバルで豊かな経験と高い見識を有しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。これまで取締役会の審議等において、グローバルな経験と見識をいかした有益なご意見や助言をいただいておりますことから、引き続き、とりわけ当社グループの海外事業戦略の展開においてグローバルな見地から業務執行への助言および監督を適切に行っていただけるものと期待しております。
- (2) 大野忠士氏は、国際ビジネス分野での豊富な経験とビジネス科学研究専門家として多様な知見を有しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。専門的な知見に基づき取締役会において積極的にご発言をいただき、業務執行への監督に寄っていただいているほか、指名委員会および報酬委員会において有益なご意見を述べていただいていることから、引き続き、重要な事項の決定や業務執行への監督等の職務を専門的な立場から適切に遂行いただけるものと期待しております。
- (3) 安藤よし子氏は、長年にわたって国家公務員として労働行政における政策立案等に従事し、女性活躍推進をはじめとする雇用・労働の幅広い分野での豊富な経験と知見を有しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。これまで取締役会の審議等において、高い見識や他社の社外役員等のご経験を踏まえた有益なご意見をいただいておりますことから、引き続き、重要な事項の決定や業務執行への監督等の職務を客観的な立場から適切に遂行いただけるものと期待しております。
- なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、以上の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. アイアトン・ウィリアム氏および大野忠士氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。安藤よし子氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役池口毅氏は任期満了のため、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する株式の数
いけ ぐち つよし 池 口 毅 (1959年3月13日生)	1991年4月 弁護士登録 1991年4月 熊谷・高島・中川法律事務所 (現 大阪西総合法律事務所) に入所 2013年6月 当社社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] 2013年5月 徳洲会インフォメーションシステム(株) 監査役 2020年6月 公益財団法人メンタルヘルス岡本記念財団 監事	9,500株

- (注) 1. 池口毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 池口毅氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 池口毅氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的経験から社外監査役職務を適切に執行することができるものと判断しており、特に法令遵守について取締役会等において適切にご意見をいただきたいためであります。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断致します。
4. 当社は、池口毅氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。また、同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 池口毅氏の当社監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

招集
ご
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

〈MEMO〉

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルク大阪5階「カナール」
電話 (06) 6350-2111
地下鉄御堂筋線 新大阪駅徒歩5分

